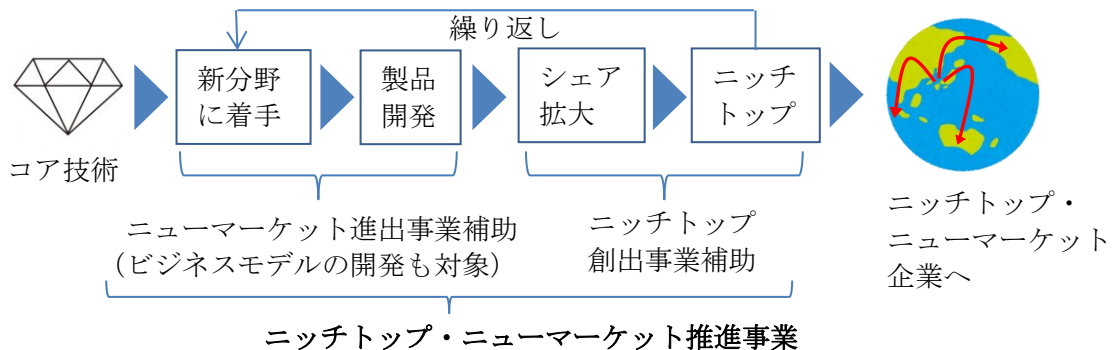


# 大分県 L S I クラスタ形成推進会議 ニッチトップ・ニューマーケット推進事業費補助金 令和 7 年度応募要領

## 事業の概要

これまで培ってきた自社の強みをいかし、自社にとって新分野への事業展開（ニューマーケット進出事業）や、自社の強みを更に高めるための製品競争力の強化（ニッチトップ創出事業）など、研究・開発事業に対して支援を行います。

この事業を通じて、LSI クラスタ会員が強みを再確認し、その競争力が一層強化されることで、ひいては地域の雇用と経済の拡大に寄与することを目的として実施します。



## I 申込みの方法

### 1 受付期間

- ・令和 7 年 4 月 1 4 日（月）～令和 7 年 5 月 1 6 日（金）（必着）

### 2 提出書類

- ・大分県 L S I クラスタニッチトップ・ニューマーケット推進事業認定申請書
- ・添付書類として直近の決算書類

### 3 応募の方法

- (1) 必要書類を郵送又は直接持参してください。
- (2) 事業認定申請書等は、ホームページからもダウンロード可能です。 (<http://www.oita-lsi.jp>)

### 4 提出・問い合わせ先

〒870-1117 大分市高江西 1-4361-10（大分県産業科学技術センター内）  
大分県 L S I クラスタ形成推進会議事務局（担当：平沖・秋本・檜原）  
TEL・FAX 097-596-7179 E-mail [oita-lsi@columbus.or.jp](mailto:oita-lsi@columbus.or.jp)

### 5 注意事項

- (1) 過去に採択された事業と同一内容での申請はできません。
- (2) 申請書の作成に係る費用は応募者の負担になります。
- (3) 応募いただいた書類は返却しません。
- (4) 採択された事業プランについては、概要を LSI クラスタ及び県のホームページ等でご了解のうえで公表することがあります。
- (5) 応募にあたっては、事前に事務局にご相談下さい。

## II 事業の概要

### 1 補助対象者

- 以下の条件をすべて満たすこと。
  - 大分県LSIクラスター会員であり、かつ大分県内に事業所をもつこと。
  - 推進事業（研究・開発）は、主に大分県内の事業所で行われること。
  - 主に大分県内の事業所で実事業化の予定であること。

### 2 実施方法・事業期間

申請者の中から、審査会を経て選ばれた事業実施者に対し、開発事業に係る経費を補助します。最大の事業期間は補助決定通知の日から、実績報告書提出締切日（令和8年3月23日（月））までです。

### 3 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

（補助金交付決定後に発注・支出するもので、年度内の補助事業に対して支出する経費に限ります。実績報告までに支払い＝振込等が完了していることが必要です。）

| 補 助 対 象 経 費        |   |
|--------------------|---|
| 経 費 区 分            | 内 容   |
| (1) 謝金             | 大学等研究機関(個人)への謝金   |
| (2) 旅費             | 顧客（見込）・各種協力業者との打合等、開発に要する旅費   |
| (3) 原材料費           | 主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費   |
| (4) 構築物費           | 構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用（外注を含む）  |
| (5) 機械装置・<br>工具器具費 | 機械装置（又は自社により機械装置を製作する場合の部品）又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用（外注を含む）          |
| (6) 外注加工費          | 原材料等の再加工及び設計等を外注する際（構築物、機械装置及び工具器具を外注により建造、改良等をさせる場合を除く）に要する経費。ソフトウェア開発を含む。 |
| (7) 委託費            | 大学等研究機関への委託に要する経費   |
| (8) 共同研究費          | 大学等研究機関との共同研究に要する経費   |
| (9) 技術指導<br>受入費    | 産業財産権の導入に際し、これに伴う技術指導を受ける場合、又は外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費              |
| (10) その他の<br>経費    | 上記の掲げるもののほか、測定、分析、解析、試験、調査等の委託に要する経費並びに産業財産権の導入に要する経費で、会長が特に認める経費           |

### 4 補助事業内容と審査科目及び採択件数

| 事業の内容            |   | 補助上限金額<br>補助率<br>採択件数  |
|------------------|---|------------------------|
| ニューマーケット<br>進出事業 | 半導体分野等で培った自社の強みをいかして、自社にとって新分野（既存の主な事業ではない分野）への開発事業。（半導体技術に関連、または応用したビジネスモデルの開発も可とする） | 200万円<br>2/3以下<br>3件程度 |
| ニッチトップ<br>創出事業   | 半導体分野等で培った自社の強みを更に高めるための、試作を伴う開発事業。（該当市場でリーダーとなることを目指す開発）                             | 400万円<br>1/2以下<br>1件程度 |

## 5 審査基準

以下の観点から、総合的に審査します。

### <ニューマーケット進出事業>

- ① 事業の先進性 50点
- ② 事業の自社の強みとの整合性 30点
- ③ 実現性 20点
- ④ その他加点項目として加点項目としてワーク・ライフ・バランス充実の観点から以下の企業に加点します。  
「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰を受賞している。(3点)  
くるみん認定またはプラチナくるみん認定を受けている(申請中を含む)(2点)  
しごと子育てサポート企業の認定を受けている(申請中を含む)(1点)

### <ニッチトップ創出事業>

- ① 競争力強化への寄与度 50点
- ② 経済効果 30点
- ③ 実現性 20点
- ④ その他項目としてワーク・ライフ・バランス充実の観点から以下の企業に加点します。  
「おおいた働き方改革」推進優良企業表彰を受賞している。(3点)  
くるみん認定またはプラチナくるみん認定を受けている(申請中を含む)(2点)  
しごと子育てサポート企業の認定を受けている(申請中を含む)(1点)

## Ⅲ 審査方法

### 1 ヒアリング

申請のあった企業に対してヒアリングを行います。

※日時は、個別に連絡します。

### 2 審査会の実施

補助事業の採択は、審査会での審査により決定します。審査会ではプレゼンテーションを行ってまいります。

※ヒアリング及びプレゼンテーションに参加するための旅費、説明に要する経費(資料作成費等)は応募者の負担になります。

## Ⅳ 採択された場合の留意点

- 1 採択された事業者等には、「大分県L S Iクラスターニッチトップ・ニューマーケット推進事業費補助金交付要綱」(採択事業者に対して別途送付)に基づき、補助金交付申請(第1号様式:大分県L S Iクラスターニッチトップ・ニューマーケット推進事業申請書)の手続きをとっていただきます。補助金交付申請を受けて行う補助金の交付決定以降に発注~支出した経費のみが補助金の交付対象になります(採択のみでは、補助金の交付対象とはなりません)。
- 2 補助金の交付申請時に、補助対象経費のうち1件160万円以上の物品購入または、100万円以上の経費に係わる契約・発注等が予定される場合は、見積書または、その金額の妥当性を説明する資料(積算書、設計書等)の添付が必要です。
- 3 交付される補助金額は、予算の範囲内で減額されることがあります。
- 4 採択された事業者等には、必要に応じて進捗状況を報告していただくとともに、現地訪問の上、進捗状況を確認させていただくことがあります。
- 5 補助事業に要した経費については、証拠書類(見積書、発注書、納品書、領収書、契約書等)、現物等による執行の確認を行いますので、証拠書類及び補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を整備した上で、補助事業完了後5年間保管していただきます。また1件160万円以上の物品購入または、100万円以上の経費に係わる契約・発注等の場合は2者以上の見積書または、

業者選定理由書の添付が必要です。

- 6 補助金は、原則精算払いとしますが、一部を概算払により事業完了前に支払うことも可能です。
- 7 補助事業により設置した構築物等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。
- 8 次のような場合は、補助の対象にならない場合があります。
  - ・汎用パソコンの導入に関する費用（本事業との関連が希薄な場合）
  - ・生産のための設備投資にすぎないもの（開発内容が無い）
  - ・研究開発の全部又は大部分を他に委託するもの
  - ・その他大分県L S I クラスター形成推進会議会長が不相当と認めた場合
- 9 国、他の地方公共団体等の補助、若しくは委託事業と重複がある場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- 10 その他 「事業費補助金交付要綱」等の規程に従っていただきます。

## V 事務手続の流れ

